

平成 30 年度 消除予定添加物名簿

| 番号 | 名称 |
|----|---|
| 1 | イタコン酸 |
| 2 | 魚鱗箔(魚類の上皮部から抽出して得られたものをいう。) |
| 3 | クーロー色素(ソメモノイモの根から抽出して得られたものをいう。) |
| 4 | 香辛料抽出物(チャービルから抽出し、又はこれを水蒸気蒸留して得られたものに限る。) |
| 5 | 骨炭色素(骨を炭化して得られた、炭素を主成分とするものをいう。) |
| 6 | ゴマ柄灰抽出物(ゴマの茎又は葉の灰化物から抽出して得られたものをいう。) |
| 7 | シアナット色素(シアノキの果実又は種皮から抽出して得られたものをいう。) |
| 8 | フェリチン |
| 9 | ヘゴ・イチョウ抽出物(イチョウ及びヘゴの葉から抽出して得られたものをいう。) |
| 10 | レバン(枯草菌の培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。) |

※ 「消除予定添加物名簿」(平成 31 年厚生労働省告示第 45 号)として平成 31 年 2 月 28 日に公示されているところ。